

新設分割に関する事後開示書面

(会社法 811 条 1 項 1 号、815 条 3 項 2 号及び会社法施行規則 209 条に基づく
開示事項)

2025 年 6 月 2 日

スターシーズ株式会社

Enshin 株式会社

令和7年6月2日

新設分割に関する事後開示書面

東京都港区新橋四丁目 21 番 3 号
スターシーズ株式会社
代表取締役 鈴木雅順

東京都港区新橋四丁目 21 番 3 号
Enshin 株式会社
代表取締役 村上剛

スターシーズ株式会社（以下「分割会社」という。）は、令和7年4月23日付で作成した新設分割計画書に基づき、令和7年6月2日を効力発生日として、分割会社のセレクト衣料品販売事業に関する権利義務を、新たに設立する Enshin 株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法 811 条 1 項 1 号、815 条 3 項 2 号及び会社法施行規則 209 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則 209 条 1 号）

令和7年6月2日

2. 会社法 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則 209 条 2 号）

会社法 805 条の 2 の規定による新設分割の差止請求をした株主はいませんでした。

3. 会社法 806 条、808 条及び 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則 209 条 3 号）

(1) 会社法 806 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

- (2) 会社法 808 条の規定による手続について該当事項はありません。
- (3) 分割会社は、会社法 810 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 28 日付けの官報で公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いましたが、異議申述期限である同年 5 月 28 日までに異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則 209 条 4 号）
- 新設会社は、新設分割計画書に記載のとおり、分割会社から、セレクト衣料品販売事業に関する権利義務を承継しました。
5. その他の新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則 209 条 5 号）
- 該当事項はありません。

以上

新設分割計画書変更決定書

令和7年4月25日作成の新設分割計画書（新設会社：Enshin 株式会社）を以下の通り変更する旨を決定した。

【変更前】

第7条（新設分割設立会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は令和7年6月1日とする。
ただし、分割会社は、手続きの進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

【変更後】

第7条（新設分割設立会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は令和7年6月2日とする。
ただし、分割会社は、手続きの進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

以上

令和7年5月31日

（本 店） 東京都港区新橋四丁目21番3号

（商 号） スターシーズ株式会社

（代表者） 代表取締役 鈴木雅順